

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 商標規則
改正情報： 2011年 S588 により改正 2012年 1月 1日 施行	
<p>改正概要：</p> <p>立体商標，色彩商標の出願について変更があった他，手数料，商品分類に改正があった。</p> <p>1. 立体商標，色彩商標について出願時にその旨の説明を含まない場合にはそのように取り扱われない旨が削除され(規則 15(2)(3))，願書様式に「標章そのものの明確な表示」が必要になった(規則 15)。</p> <p>また，立体商標登録出願の場合に，標章の表示を出願人の選択により，単一又は複数の図から構成することができる旨の規則が廃止された。(規則 16(4))。</p> <p>2. いくつかの手数料が改正された。</p> <p>3. 「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に係る国際分類第 10 版の発効に伴い，商品の分類に改正がなされた。</p>	
<p>改正内容：</p> <p>・規則 15 (登録出願)</p> <p>商標の登録出願は，願書様式に「標章そのものの明確な表示を含んでいなければならない。」旨が加えられた。</p> <p>立体商標，色彩商標の場合は願書にその旨の説明を含まなければ，そのような商標として扱われないと規定されていた (2) 及び(3)が削除された。</p> <p>・規則 16 (商標の表示)</p> <p>立体商標登録出願の場合に，出願人の選択により標章の表示を単一又は複数の異なる図から構成されるものにすることができる旨の規定(4)が 廃止された。</p> <p>さらに，旧法(5)が(4)に繰り上がり，出願人の提出した表示が当該標章の細目を十分に示していない又は当該商標のすべての特徴を適正に審査することができないと登録官が合理的に考える場合は，登録官は出願人に対して，通知書により提供を求めることができる事項について，「(a)標章の異なる 6 までの図で構成される，標章の別の表示」が「(a)標章の単一の図又は幾つかの異なる図で構成される，標章の別の表示」に変更され，そして「(c)登録官が要求するその他の情報」が追加された。</p>	

• **附則 1 ((規則 3) 手数料)**

送達宛先，代理人の名称等の提出，送達宛先の記録変更手数料，出願手数料，異議申立書提出等の料金改定がなされた。

• **附則 3 ((規則 19) 商品及びサービスの分類)**

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に係る国際分類第 10 版の発効に伴い，商品の分類について改正がなされた。

第 5 類 「人間及び動物用の食餌療法サプリメント」が追加された。

第 7 類 「自動販売機」が第 9 類より移行された。

第 9 類 「コンパクトディスク，DVD 及びその他のデジタル記録媒体」及び「コンピュータ・ソフトウェア」が追加された。

• **立法上の沿革(省略)**

当記載が追加された。